

2018年12月19日

食品衛生分科会

文書による報告事項等
に関する資料

基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：イソピラザム（ <i>syn</i> 体）及びイソピラザム（ <i>anti</i> 体）とする。										
暴露評価	<p>① 長期暴露評価 TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="563 347 1449 571"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>23.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>54.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>24.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>26.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない^注）。</p> <p>注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを推定した。</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体（1歳以上）	23.7	幼小児（1～6歳）	54.8	妊婦	24.4	高齢者（65歳以上）	26.8
	TMDI/ADI (%)										
国民全体（1歳以上）	23.7										
幼小児（1～6歳）	54.8										
妊婦	24.4										
高齢者（65歳以上）	26.8										
意見聴取の状況	平成30年11月29日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 （WTO通報は対象外）										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.2	0.2		0.03	0.2 EU	【<0.01~0.116(#)(n=30)(EU)】
大麦	0.6	0.6		0.6	0.6 EU	【<0.01~0.504(#)(n=30)(EU)】
ライ麦	0.2	0.2		0.03	0.2 EU	【EU小麦参照】
その他の穀類	0.6	0.2		0.03	0.6 EU	【EU大麦参照】
らっかせい	0.01			0.01		
はくさい	5	5	○			0.29,1.87(\$)
キャベツ	3	3	○			0.65,1.40
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	10	○			2.30,5.51
にんじん	0.2			0.15		
トマト	3	3	○	0.4		0.69,1.39
ピーマン	0.09			0.09		
なす	2	2	○	0.4		0.32,0.58(\$)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○	0.06		0.09,0.42(\$)
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.05	0.05			0.05 ニューゼaland	【<0.013~<0.0239(n=8)(ニュー ゼaland)】
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
りんご	5	5	○	0.4		1.04,2.32
日本なし	3	3	○	0.4		0.74,1.06(\$)
西洋なし	3	3	○	0.4		(日本なし参照)
マルメロ	0.4			0.4		
もも	0.2	0.2	○			0.02,0.03(\$)
あんず(アピロットを含む。)	5	5	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	2	2	○			0.51,0.90
うめ	5	5	○			2.34,2.85
おうとう(チェリーを含む。)	5		申			1.18,2.12
いちご	5	5	○			1.27,1.76
ぶどう	10	10	○			0.62~3.59(\$)(n=4)
かき	2	2	○	0.4		0.27~0.74(\$)(n=4)
バナナ	0.06	0.06		0.06		
その他の果実	0.4			0.4		
なたね	0.2			0.2		
牛の筋肉	0.03	0.01				【牛の脂肪参照】
豚の筋肉	0.03	0.01				【豚の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.01				【その他の陸棲哺乳類に属す る動物の脂肪参照】
牛の脂肪	0.03	0.01		0.03		
豚の脂肪	0.03	0.01		0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	0.01		0.03		
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02		
豚の肝臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02		
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02		
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02		
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02		
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02		0.02		
乳	0.02	0.01		0.02		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の筋肉 その他の家さんの筋肉	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
鶏の脂肪 その他の家さんの脂肪	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
鶏の肝臓 その他の家さんの肝臓	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
鶏の腎臓 その他の家さんの腎臓	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
鶏の食用部分 その他の家さんの食用部分	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
鶏の卵 その他の家さんの卵	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
小麦ふすま				0.15		※

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

※ 加工食品である「小麦ふすま」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRIは小麦ふすまの加工係数を4.07と算出している。

イソピラザム

食品名	残留基準値 ppm	
小麦 大麦 ライ麦 その他の穀類 ^{注1)}	0.2 0.6 0.2 0.6	今回基準を設定するイソピラザムとは、イソピラザム(<i>syn</i> 体)及びイソピラザム(<i>anti</i> 体)の和をいう。
らっかせい	0.01	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
はくさい キャベツ	5 3	注2)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	
にんじん	0.2	
トマト ピーマン なす	3 0.09 2	
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) メロン類果実	1 0.05 0.05	注3)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ	5 3 3 0.4	
もも あんず(アブリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.2 5 2 5 5	
いちご	5	
ぶどう かき	10 2	
バナナ	0.06	
その他の果実 ^{注2)}	0.4	
なたね	0.2	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注3)} の筋肉	0.03 0.03 0.03	
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03 0.03 0.03	
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02 0.02 0.02	
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02 0.02 0.02	

食品名	残留基準値 ppm
牛の食用部分 ^{注4)} 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02 0.02 0.02
乳	0.02
鶏の筋肉 その他の家きん ^{注5)} の筋肉	0.01 0.01
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.01 0.01
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.01 0.01
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.01 0.01
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.01 0.01
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01

注4)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注5)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

エトフェンプロックス (Etofenprox)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	ピレスロイド系の殺虫剤である。神経軸索におけるナトリウムチャネルの働きを阻害することにより、殺虫活性を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稲／ウンカ類 等										
我が国の登録状況	農薬：米、大豆等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価が行われ、2011年にADI及びARfDが設定されている。国際基準はりんご、なし等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において米、乳等に、EUにおいてりんご、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.031 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 発がん性試験（雄マウス・混餌。発がん性は認められなかった。）最小毒性量における毒性所見は腎尿細管好塩基性変化。 無毒性量 3.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>他の発がん性試験において、ラットの雌で甲状腺ろ胞細胞腺腫が認められたが、遺伝毒性試験が全て陰性であったこと及びメカニズム試験の結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD:1 mg/kg 体重 [設定根拠] 発生毒性試験（ウサギ・強制経口）最小毒性量における毒性所見は母動物の体重増加抑制等、胎児の低体重。 無毒性量 100 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：エトフェンプロックスとする。										
暴露評価	<p>① 長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>53.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>24.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）</p>		EDI/ADI (%)	国民全体（1歳以上）	23.5	幼小児（1～6歳）	53.7	妊婦	22.8	高齢者（65歳以上）	24.7
	EDI/ADI (%)										
国民全体（1歳以上）	23.5										
幼小児（1～6歳）	53.7										
妊婦	22.8										
高齢者（65歳以上）	24.7										

	<p>②短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量(ESTI)を推定したところ、国民全体(1歳以上)及び幼児(1～6歳)のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量(ARfD)を超えていない^{注)}。</p> <p>注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度(HR)又は中央値(STMR)を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>
意見聴取の状況	平成30年11月29日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)
答申案	別紙2のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.5	0.5	○			0.06~0.14(\$)(#)(n=4)
小麦	0.5	0.5	○			0.04,0.14(\$)
大麦	0.5	0.5			0.5 EU	
ライ麦	0.5	0.5			0.5 EU	
とうもろこし	0.3	0.3	○	0.05		<0.01, 0.06(\$)
その他の穀類	5	5	○			1.21~2.24(\$)(n=4)(あわ)
大豆	0.2	0.2	○	0.05		<0.01~0.060(\$)(n=7)
小豆類	0.05	0.05	○	0.05		
えんどう	0.05	0.05	○			(らっかせい参照)
そら豆	0.05	0.05	○	0.05		
らっかせい	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
その他の豆類	0.05	0.05	○	0.05		
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03	0.03	○			<0.005~<0.01(n=4)(みずいも)
かんしょ	0.03	0.03	○			<0.01(n=4)
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.02	○			<0.005, <0.005(やまのいも)
てんさい	0.3	0.3	○			0.04~0.08(\$)(n=4)
さとうきび	0.03	0.03	○			0.005, 0.007
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2	0.2	○			<0.01~0.06(\$)(n=4)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	5	5	○			0.84~3.14(\$)(n=4)
はくさい	5	5	○			1.79~2.88(n=4)
キャベツ	1	1	○		2 EU	0.019~0.394(\$)(n=4)
芽キャベツ	2	2				
ブロッコリー	10	10	○			1.16, 3.44(\$)
その他のあぶらな科野菜	1	1	○			0.08~0.5(\$)(n=4)(細わさび(根及び根茎))
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	2	○			0.05~1.20(\$)(n=6)
その他のきく科野菜	10	2	○・申			3.98,4.84(食用ぎく)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.028~1.00(\$)(n=4)(葉ねぎ) /0.179,0.437(ねぎ)
みつば	5	5	○			1.27~2.54(n=4)
その他のせり科野菜	2	2	○			0.02~0.7(\$)(#)(n=4)(せり)
トマト	2	2	○			0.264,0.609(\$)
ピーマン	5	5	○			1.40~2.77(n=4)
なす	2	2	○			0.16,0.64(\$)
その他のなす科野菜	2	2		2.0	韓国	【0.79~1.33(#)(n=3)(とうがらし) (韓国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.162~0.54(\$)(n=4)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	1	○			0.126,0.49
すいか	0.03	0.03	○			<0.01(n=4)
メロン類果実	0.2	0.2	○			0.03,0.04
その他のうり科野菜	1	1	○			0.14~0.56(\$)(n=4)(こがうり)
オクラ	3	3	○			0.16,1.10(\$)
しょうが	3	3	○			0.18~1.59(\$)(n=4)(葉しょうが)
未成熟えんどう	2	2	○			0.40~1.14(n=5)
未成熟いんげん	3	3	○			0.76,1.14,1.21(\$)
えだまめ	3	3	○			1.02,1.08
その他の野菜	10	10	○			0.84~5.44(\$)(n=4)(ほうきぎ)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん	0.2	0.2	○			0.02,0.03(\$)
なつみかんの果実全体	3	3	○			1.01,1.06
レモン	5	5	○			(すだち、かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(すだち、かぼす参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(すだち、かぼす参照)
ライム	5	5	○			(すだち、かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			1.90,2.7(すだち)/0.98,2.89(かぼす)
りんご	2	2	○	0.6		0.39, 0.80
日本なし	2	2	○	0.6		0.62,0.72
西洋なし	2	2	○	0.6		(日本なし参照)
もも	0.1	0.1	○			0.02,0.02
ネクタリン	0.6	0.6		0.6		
ぶどう	4	4		4		
かき	2	2	○			0.72, 0.85
マンゴー	5	5	○			0.65~2.24(\$)(n=4)
なたね	0.01	0.01		0.01		
くり	0.05	0.05	○			<0.01(#),<0.01(#)
茶	10	10	○			1.62(#),3.98(#)(\$)(荒茶)
その他のスパイス	20	20	○			6.90, 11.40(\$)(みかんの果皮)
その他のハーブ	0.7	0.7	○			0.18~0.34(\$)(n=4)(畑わさび(葉))
牛の筋肉	0.2	0.2				推:0.13
豚の筋肉	0.2	0.2				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	6	6		0.5		推:5.3
豚の脂肪	6	6		0.5		(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	6	6		0.5		(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.3	0.3		0.05		推:0.21
豚の肝臓	0.3	0.3		0.05		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.3		0.05		(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.4	0.4		0.05		推:0.35
豚の腎臓	0.4	0.4		0.05		(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.4	0.4		0.05		(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.4	0.4		0.05		(牛の腎臓参照)
豚の食用部分	0.4	0.4		0.05		(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4	0.4		0.05		(牛の腎臓参照)
乳	0.4	0.4		0.02		推:0.38
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.01		推:0.017
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02		0.01		(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	1	1			1.0: 米国	【推:1.04(米国)】
その他の家きんの脂肪	1	1			1.0: 米国	【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.07	0.07		0.01		推:0.068
その他の家きんの肝臓	0.07	0.07		0.01		(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.07	0.07		0.01		(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.07	0.07		0.01		(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.07	0.07		0.01		(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.07	0.07		0.01		(鶏の肝臓参照)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の卵	0.4	0.4		0.01	0.40: 米国	【推:0.40(卵黄)(米国)】
その他の家きんの卵	0.4	0.4		0.01	0.40: 米国	【鶏の卵参照】
魚介類	0.8	0.8				推:0.77
干しぶどう				8		※

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留濃度であることを示す

※加工食品である「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRIは干しぶどうの加工係数を2.1と算出している。

エトフェンプロックス

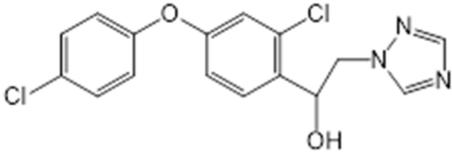
食品名	残留基準値	
	ppm	
米(玄米をいう。)	0.5	
小麦	0.5	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
大麦	0.5	
ライ麦	0.5	
とうもろこし	0.3	
その他の穀類 ^{注1)}	5	
大豆	0.2	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
小豆類 ^{注2)}	0.05	
えんどう	0.05	
そら豆	0.05	
らっかせい	0.05	
その他の豆類 ^{注3)}	0.05	
ばれいしょ	0.05	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03	
かんしょ	0.03	
やまいも(長いもをいう。)	0.02	
てんさい	0.3	
さとうきび	0.03	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	注4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	5	
はくさい	5	
キャベツ	1	
芽キャベツ	2	
ブロッコリー	10	
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	1	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	
その他のきく科野菜 ^{注5)}	10	
ねぎ(リーキを含む。)	2	注5)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
みつば	5	
その他のせり科野菜 ^{注6)}	2	注6)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
トマト	2	
ピーマン	5	
なす	2	注7)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
その他のなす科野菜 ^{注7)}	2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	
すいか	0.03	注8)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外ものをいう。
メロン類果実	0.2	
その他のうり科野菜 ^{注8)}	1	
オクラ	3	
しょうが	3	
未成熟えんどう	2	
未成熟いんげん	3	
えだまめ	3	

食品名	残留基準値	
	ppm	
その他の野菜 ^{注9)}	10	注9)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん	0.2	注10)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
なつみかんの果実全体	3	
レモン	5	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	
グレープフルーツ	5	
ライム	5	
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	5	
りんご	2	注11)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
日本なし	2	
西洋なし	2	
もも	0.1	注12)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
ネクタリン	0.6	
ぶどう	4	
かき	2	
マンゴー	5	
なたね	0.01	
くり	0.05	
茶	10	
その他のスパイス ^{注11)}	20	
その他のハーブ ^{注12)}	0.7	
牛の筋肉	0.2	注13)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
豚の筋肉	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	0.2	
牛の脂肪	6	注14)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の脂肪	6	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	6	
牛の肝臓	0.3	注15)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
豚の肝臓	0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	
牛の腎臓	0.4	注14)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の腎臓	0.4	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.4	
牛の食用部分 ^{注14)}	0.4	注14)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.4	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4	
乳	0.4	
鶏の筋肉	0.02	注15)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の家きん ^{注15)} の筋肉	0.02	
鶏の脂肪	1	
その他の家きんの脂肪	1	
鶏の肝臓	0.07	
その他の家きんの肝臓	0.07	

食品名	残留基準値 ppm
鶏の腎臓 その他の家さんの腎臓	0.07 0.07
鶏の食用部分 その他の家さんの食用部分	0.07 0.07
鶏の卵 その他の家さんの卵	0.4 0.4
魚介類	0.8

ジフェノコナゾール (Difenoconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。糸状菌の細胞膜のエルゴステロール生合成においてステロール前駆体のC14位脱メチル化を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	てんさい／褐斑病 等
我が国の登録状況	農薬：大豆、てんさい等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価が行われ、2007年にADI及びARfDが設定されている。国際基準はとうもろこし、アーティチョーク等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において小麦、たまねぎ等に、カナダにおいてなたね、りんご等に、EUにおいてぶどう、いちご等に、豪州においてアボカド、にんじん等に、ニュージーランドにおいてキャベツ、ブロッコリー等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p><u>ADI:0.0096 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験（雄ラット・混餌。発がん性は認められなかった。）最小毒性量における毒性所見は肝細胞肥大等。 無毒性量 0.96 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>他の発がん性試験において、マウスで肝細胞腺腫及び肝細胞癌が認められたが、これらの腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p><u>ARfD:0.25 mg/kg 体重</u> [設定根拠] 急性神経毒性試験（雄ラット・強制経口）最小毒性量における毒性所見は前肢握力低下。 無毒性量 25 mg/kg 体重 安全係数 100</p>

<p>基準値案</p>	<p>別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあつてはジフェノコナゾールのみとし、畜産物にあつてはジフェノコナゾール及び代謝物 D とする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 D</p> </div>										
<p>暴露評価</p>	<p>① 長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="564 618 1449 842"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>22.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>42.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>25.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		EDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	22.6	幼小児 (1~6 歳)	42.6	妊婦	19.1	高齢者 (65 歳以上)	25.7
	EDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	22.6										
幼小児 (1~6 歳)	42.6										
妊婦	19.1										
高齢者 (65 歳以上)	25.7										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 30 年 10 月 25 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2		0.07	0.2 韓国	【0.02,0.04,0.05(韓国)】
小麦	0.1	0.1		0.02	0.1 米国	【<0.01(n=28)(米国)】
大麦	0.1	0.1			0.1 米国	【<0.01(n=9)(米国)】
とうもろこし	0.01			0.01		
大豆	0.1	0.1	○	0.1		
小豆類	0.05			0.05		
えんどう	0.2			0.15		
そら豆	0.05			0.05		
らっかせい	0.01	0.01		0.01		
その他の豆類	0.2			0.15		
ばれいしょ	0.2	0.1				【<0.003~0.096(n=16)(カナダ)】
てんさい	0.3	0.3	○	0.2		0.06(#),0.09(#)
西洋わさび	0.4	0.4			0.4 EU	【EUにんじん(<0.02~0.28(n=16))】
キャベツ	2	2	○	2		
芽キャベツ	2	2		2		
カリフラワー	2	2		2		
ブロッコリー	2	2		2		
その他のあぶらな科野菜	2	2		2		
サルシフィー	0.4	0.4			0.4 EU	【EUにんじん参照】
アーティチョーク	2			1.5		
チコリ	0.08	0.08				【EUチコリ(<0.01~0.04(#)(n=4))】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2		2		
その他のきく科野菜	0.6	0.6			0.6 EU	【EUチコリの根(0.09~0.32(#)(n=4))】
たまねぎ	0.2	0.2		0.1	0.20 米国	【<0.01-0.09(n=8)(米国)】
ねぎ(リーキを含む。)	6	6		0.3	6.0 米国	【2.5,2.9,4.8(米国)】
にんにく	0.2	0.2		0.02	0.20 米国	【米国たまねぎ参照】
アスパラガス	0.5	0.03	申	0.03		0.14,0.17
その他のゆり科野菜	9	9		9		
にんじん	0.2	0.2		0.2		
パセリ	25	25	○			6.82,17.7(\$)
セロリ	10	10	○	3		1.74,3.46(\$)
その他のせり科野菜	0.5	0.5		0.5		
トマト	0.6	0.6	○	0.6		
ピーマン	2	2	○	0.6		0.32,0.53(\$)
なす	0.6	0.6	○	0.6		
その他のなす科野菜	1	1		0.9	1.0 韓国	【韓国とうがらし(0.25,0.45,0.57)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.2	0.70 米国	【<0.01~0.20(n=12)(米国)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	0.7	○	0.2	0.70 米国	【米国サマーシュカッシュ(<0.01~0.06(n=10))】
すいか	0.1	0.1	○			<0.01,0.02
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
オクラ	0.6	0.6		0.6		
しょうが	0.05	0.05	○			<0.01,0.01,0.01
未成熟えんどう	0.7	0.7		0.7		
未成熟いんげん	0.7	0.7		0.7		
しいたけ		0.6				
その他のきのこ類		0.6				
その他の野菜	0.7	0.7		0.7		
なつみかんの果実全体	0.6	0.6		0.6		
レモン	0.6	0.6		0.6		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.6	0.6		0.6		
グレープフルーツ	0.6	0.6		0.6		
ライム	0.6	0.6		0.6		
その他のかんきつ類果実	0.6	0.6		0.6		
りんご	0.8	0.8	○	0.8(*)		
日本なし	0.8	0.8	○	0.8(*)		
西洋なし	0.8	0.8	○	0.8(*)		
マルメロ	0.8	0.8	○	0.8(*)		
びわ	0.2	0.2	○			0.01,0.03(\$)
もも	0.2	0.2	○			0.04,0.04
ネクタリン	0.7	0.7	○	0.5		0.2,0.3
あんず(アブリコットを含む。)	1	1	○			0.4,0.5
すもも(プルーンを含む。)	0.3	0.3	○	0.2		<0.1,0.1
うめ	3	3	○			0.42,1.16(\$)
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○	0.2		0.30,1.33(\$)
いちご	2	2	○	2		
ブルーベリー	4	4		4		
ぶどう	4	4		3	4	カナダ ^a 【0.12~1.8(n=12)(カナダ)】
かき	0.7	0.7	○			0.19,0.24
バナナ	0.1	0.1		0.1		
パパイヤ	0.2	0.2		0.2		
アボカド	0.6	0.6		0.6		
マンゴー	0.07	0.07		0.07		
パッションフルーツ	0.05	0.05		0.05		
その他の果実	2	2		2		
ひまわりの種子	0.02	0.02		0.02		
ごまの種子	0.1	0.1			0.1	カナダ ^a 【カナダなたね(<0.01~0.081(n=13))】
なたね	0.2	0.2		0.15		
その他のオイルシード	0.1	0.1			0.1	カナダ ^a 【カナダなたね参照】
ぎんなん	0.03	0.03		0.03		
くり	0.03	0.03		0.03		
ペカン	0.03	0.03		0.03		
アーモンド	0.03	0.03		0.03		
くるみ	0.03	0.03		0.03		
その他のナッツ類	0.03	0.03		0.03		
茶	15	15	○			5.31,7.87(荒茶)
コーヒー豆	0.01			0.01		
その他のスパイス	0.6	0.6			0.60	米国 【米国レモン、オレンジ、グレープフルーツ(0.08~1.28(n=24))】
その他のハーブ	35	35			35	米国 【米国からしな(3.2~14(n=5))】
牛の筋肉	0.2	0.2				【牛の脂肪参照】
豚の筋肉	0.2	0.2				【豚の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪参照】
牛の脂肪	0.2	0.2		0.2		
豚の脂肪	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2		0.2		
牛の肝臓	2	2		1.5		
豚の肝臓	2	2		1.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2	2		1.5		
牛の腎臓	2	2		1.5		
豚の腎臓	2	2		1.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2		1.5		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の食用部分	2	2		1.5		
豚の食用部分	2	2		1.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2	2		1.5		
乳	0.02	0.02		0.02		
鶏の筋肉	0.01	0.01				【鶏の脂肪参照】
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01				【その他の家さんの脂肪参照】
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.03	0.03		0.03		
その他の家さんの卵	0.03	0.03		0.03		
とうがらし(乾燥させたもの)	5			5		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

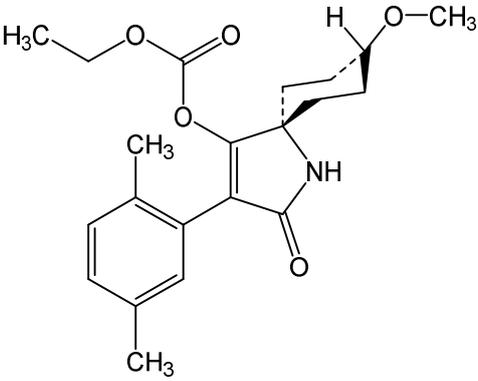
(*) 2018年に設定された国際基準(4 ppm)はポストハーベストとして設定されているため参照せず、2014年の国際基準(0.8 ppm)を参照した現行の基準値を維持する。

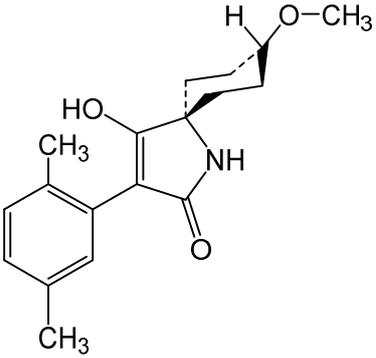
ジフェノコナゾール

食品名	残留基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	今回基準値を設定するジフェノコナゾールとは、農産物にあつてはジフェノコナゾールのみとし、畜産物にあつてはジフェノコナゾール及び代謝物D【1-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)エタノール】をジフェノコナゾールに換算したものの和をいう。
小麦	0.1	
大麦	0.1	
とうもろこし	0.01	
大豆	0.1	
小豆類 ^{注1)}	0.05	
えんどう	0.2	
そら豆	0.05	
らっかせい	0.01	
その他の豆類 ^{注2)}	0.2	
ばれいしょ	0.2	
てんさい	0.3	
西洋わさび	0.4	
キャベツ	2	
芽キャベツ	2	
カリフラワー	2	
ブロッコリー	2	
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	2	
サルシフィー	0.4	
アーティチョーク	2	
チコリ	0.08	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	
その他のきく科野菜 ^{注4)}	0.6	
たまねぎ	0.2	
ねぎ(リーキを含む。)	6	
にんにく	0.2	
アスパラガス	0.5	
その他のゆり科野菜 ^{注5)}	9	
にんじん	0.2	
パセリ	25	
セロリ	10	
その他のせり科野菜 ^{注6)}	0.5	
トマト	0.6	
ピーマン	2	
なす	0.6	
その他のなす科野菜 ^{注7)}	1	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	
すいか	0.1	
メロン類果実	0.05	
オクラ	0.6	
しょうが	0.05	
未成熟えんどう	0.7	
未成熟いんげん	0.7	
その他の野菜 ^{注8)}	0.7	
なつみかんの果実全体	0.6	
レモン	0.6	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.6	
グレープフルーツ	0.6	
ライム	0.6	
その他のかんきつ類果実 ^{注9)}	0.6	
りんご	0.8	
日本なし	0.8	
西洋なし	0.8	
マルメロ	0.8	
びわ	0.2	
もも	0.2	
ネクタリン	0.7	
あんず(アブリコットを含む。)	1	

食品名	残留基準値	
	ppm	
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.3	
うめ	3	
おうとう(チェリーを含む。)	3	
いちご	2	
ブルーベリー	4	
ぶどう	4	
かき	0.7	
バナナ	0.1	
パパイヤ	0.2	
アボカド	0.6	
マンゴー	0.07	
パッションフルーツ	0.05	
その他の果実 ^{注10)}	2	注10)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
ひまわりの種子	0.02	
ごまの種子	0.1	
なたね	0.2	
その他のオイルシード ^{注11)}	0.1	
ぎんなん	0.03	
くり	0.03	
ペカン	0.03	
アーモンド	0.03	
くるみ	0.03	
その他のナッツ類 ^{注12)}	0.03	注12)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
茶	15	
コーヒー豆	0.01	
その他のスパイス ^{注13)}	0.6	
その他のハーブ ^{注14)}	35	注13)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
牛の筋肉	0.2	
豚の筋肉	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注15)} の筋肉	0.2	
牛の脂肪	0.2	
豚の脂肪	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	注14)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
牛の肝臓	2	
豚の肝臓	2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2	注15)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の腎臓	2	
豚の腎臓	2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	
牛の食用部分 ^{注16)}	2	
豚の食用部分	2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2	注16)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
乳	0.02	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きん ^{注17)} の筋肉	0.01	注17)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.03	
その他の家きんの卵	0.03	
とうがらし(乾燥させたもの)	5	

スピロテトラマト (Spirotetramat)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺虫剤
作用機構	環状ケトエノール構造を有する殺虫剤である。昆虫のアセチル CoA カルボキシラーゼ阻害を介して脂質合成を抑制することにより、殺虫効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	ばれいしょ／アブラムシ類 等
我が国の登録状況	農薬：ばれいしょ、はくさい等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2008 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はばれいしょ、トマト等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてにんじん、バナナ等に、カナダにおいてたまねぎ、ブルーベリー等に、EU において西洋わさび、にんじん等に、豪州においてキャベツ、ブロッコリー等に、ニュージーランドにおいてばれいしょ、トマト等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.12 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2 年間 発がん性試験 (雄ラット・混餌。発がん性は認められなかった。) 最小毒性量における毒性所見は腎絶対及び比重量減少等。</p> <p>無毒性量 12.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD:1 mg/kg 体重 [設定根拠] 急性神経毒性試験 (ラット・強制経口) 最小毒性量における毒性所見は移動運動能低下。</p> <p>無毒性量 100 mg/kg 体重 安全係数 100</p>
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：スピロテトラマト及び代謝物 M1 とする。

	 <p style="text-align: center;">代謝物 M1</p>										
<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="564 656 1449 880"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>50.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>24.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>30.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	26.7	幼小児 (1~6 歳)	50.6	妊婦	24.6	高齢者 (65 歳以上)	30.3
	TMDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	26.7										
幼小児 (1~6 歳)	50.6										
妊婦	24.6										
高齢者 (65 歳以上)	30.3										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 30 年 10 月 25 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし	2	2		1.5		
大豆	5	5		4	5.0	米国
小豆類	3	3		2	2.5	米国
えんどう	3	3		2	2.5	米国
そら豆	3	3		2	2.5	米国
その他の豆類	3	3		2	2.5	米国
ばれいしょ	1	1	○	0.8		0.15,0.40(\$)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.6	0.6			0.60	米国
かんしょ	0.6	0.6			0.60	米国
やまいも(長いもをいう。)	0.6	0.6			0.60	米国
その他のいも類	0.6	0.6			0.60	米国
てんさい	0.1		申			<0.02,0.02,0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根※1	0.05		IT		0.1	EU
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	7	7		7		
かぶ類の根※1	0.05		IT		0.1	EU
かぶ類の葉	7	7		7		
西洋わさび※1	0.05		IT		0.1	EU
クレソン	7	7		7		
はくさい	7	7	○	7		
キャベツ	7	7	○	2	7	豪州
芽キャベツ※1	1	1				
ケール	7	7		7		
こまつな	7	7		7		
きょうな	7	7		7		
チンゲンサイ	7	7		7		
カリフラワー	7	7		1	7	豪州
ブロッコリー	7	7	○	1	7	豪州
その他のあぶらな科野菜	7	7		7		
サルシフィー※1	0.05		IT		0.1	EU
アーティチョーク	1	1		1		
チコリ	7	7		7		
エンダイブ	7	7		7		
しゅんぎく	7	7		7		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	7	○・申	7		
その他のさく科野菜	7	7		7		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
たまねぎ	0.8	0.8		0.4	0.8	カナダ 【<0.022~0.276(n=10)(カナダ)】
ねぎ(リーキを含む。)	0.8	0.8			0.8	カナダ 【0.093,0.238(カナダ)】
にんにく	0.8	0.8			0.8	カナダ 【カナダたまねぎ、ねぎ参照】
にら	0.8	0.8			0.8	カナダ 【カナダたまねぎ、ねぎ参照】
アスパラガス	1	1	○			0.10,0.31(\$)
その他のゆり科野菜	0.8	0.8			0.8	カナダ 【カナダたまねぎ、ねぎ参照】
にんじん※1	0.05		IT		0.1	EU 【EUにんじん参照】
パセリ※1	5	5				【0.111~0.796(n=8)(レタス・外葉あり)、0.061~0.302(n=7)(レタス・外葉なし)、0.11~1.431(n=7)(リーフレタス)、0.12~2.72(n=7)(ほうれんそう)、0.226~2.328(n=9)(セロリ(米国))】
セロリ※1	5	5		4		【米国レタス、リーフレタス、ほうれんそう、セロリ参照】
その他のせり科野菜※1	5	5				【米国レタス、リーフレタス、ほうれんそう、セロリ参照】
トマト	3	3	○	1		0.44,1.04(\$)(ミニトマト)
ピーマン	10	10	○	1		1.95,3.03(\$)
なす	2	2	○	1		0.48,0.55
その他のなす科野菜	10	10	○	7		1.94~3.86(\$)(n=4)(ししとう)、1.81~2.32(n=4)(伏見甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○	0.2	2	豪州 【<0.04~0.23(n=12)(豪州)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	2	○	0.2	2	豪州 【豪州きゅうり参照】
しろり	0.2	0.2		0.2		<0.02~0.02(n=4)
すいか	0.1	0.1	○			<0.02(n=4)
メロン類果実	0.1	0.1	○			【<0.020~0.042(n=9)(きゅうり)、<0.020~0.099(n=7)(スカッシュ)、<0.020~0.083(n=8)(メロン)(米国)】
まくわり※1	0.03	0.03				
その他のうり科野菜	7	7		7		
ほうれんそう	7	7		7		
オクラ	1	1		1		
しょうが	0.6	0.6			0.60	米国 【米国ばれいしょ参照】
未成熟えんどう	3	3		1.5	2.5	米国 【米国いんげん属豆、えんどう属豆参照】
未成熟いんげん	3	3		1.5	2.5	米国 【米国いんげん属豆、えんどう属豆参照】
えだまめ	3	3		1.5	2.5	米国 【米国いんげん属豆、えんどう属豆参照】
その他の野菜	7	7		7		
みかん※2	0.4	0.4			1	豪州 【<0.04~0.51(n=13)(オレンジ)、<0.04~0.46(n=8)(マンダリン)(豪州)】
なつみかんの果実全体	1	1		0.5	1	豪州 【豪州オレンジ、マンダリン参照】
レモン	3	1	申	0.5		0.49~1.92(\$)(n=6)(みかん果実全体)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	1	申	0.5		(みかん果実全体参照)
グレープフルーツ	3	1	申	0.5		(みかん果実全体参照)
ライム	3	1	申	0.5		(みかん果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	3	1	申	0.5		(みかん果実全体参照)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご	0.7	0.7	○	0.7		
日本なし	0.7	0.7	○	0.7		
西洋なし	0.7	0.7	○	0.7		
マルメロ	0.7	0.7		0.7		
びわ	0.7	0.7				
もも※3	1	1	○	3		
ネクタリン	3	3	○	3		
あんず(アプリコットを含む。)	3	3	○	3		
すもも(プルーンを含む。)	5	5	○	5		
うめ	3	3	○	3		
おうとう(チェリーを含む。)	5	3	○・申	3		1.02,1.62(\$)
いちご	10	10	○			0.95,3.40(\$)
ブルーベリー	3	3		1.5	3: カナダ	【0.15~0.69(n=11)(カナダ)】
クランベリー	3	3		0.2	3: カナダ	【<0.02~0.121(n=6)(カナダ)】
ハックルベリー	3	3			3: カナダ	【カナダブルーベリー、クランベリー参照】
その他のベリー類果実	3	3			3: カナダ	【カナダブルーベリー、クランベリー参照】
ぶどう	5	2	申	2		1.09~3.33(n=4)
かき	3	3	○		2.5: 米国	【米国グアバ参照】
バナナ	4	4			4.0: 米国	【0.55~1.69(n=4)(米国)】
パパイヤ	0.4	3		0.4		
アボカド	0.6	0.6		0.4	0.60: 米国	【0.030~0.295(#)(n=12)(米国)】
パイナップル	0.3	0.3			0.30: 米国	【0.024~0.076(n=5)(米国)】
グアバ	3	3		2	2.5: 米国	【0.277~0.907(#)(n=5)(米国)】
マンゴー	0.3	0.3		0.3		
パッションフルーツ	3	3			2.5: 米国	【米国グアバ参照】
その他の果実	15	15		15		
綿実	0.7	1		0.4	0.7: 豪州	【0.04~0.46(#)(n=15)(豪州)】
ぎんなん	0.5	0.5		0.5		
くり	0.5	0.5		0.5		
ペカン	0.5	0.5		0.5		
アーモンド	0.5	0.5		0.5		
くるみ	0.5	0.5		0.5		
その他のナッツ類	0.5	0.5		0.5		
コーヒー豆	0.2	0.2			0.20: 米国	【0.021~0.038(n=4)(米国)】
ホップ	15	15		15		
その他のスパイス	15	7	申			2.65~8.51(\$)(n=6)(みかん果皮)
その他のハーブ	15	7	○・申	7		0.17,7.40(\$)(しそ)、 0.06,0.09(みょうが)
牛の筋肉	0.05	0.02		0.05		【推:0.027】
豚の筋肉	0.05	0.02		0.05		【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.02		0.05		【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.08	0.02				【推:0.079】
豚の脂肪	0.08	0.02				【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.08	0.02				【牛の脂肪参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の肝臓	1	0.02		1		【推:0.064】
豚の肝臓	1	0.02		1		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	0.02		1		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	1	0.2		1		【推:0.57】
豚の腎臓	1	0.02		1		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	0.2		1		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	1	0.2		1		【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	1	0.02		1		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	0.2		1		【牛の腎臓参照】
乳	0.01			0.005		【推:0.007】

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留濃度であることを示す

基準値案、基準値現行及び参考基準値は、以下の物質の濃度としてそれぞれ示している。

	スピロ テトラマト	代謝物				
		M1	M5	M7	M1グルコシド ¹⁾	
農産物	基準値案・基準値現行	○	○			
	国際基準	○	○			
	外国基準値	米国	○	○	○	○
		カナダ	○	○	○	○
		EU	○	○	○	○
豪州		○	○			
畜産物	基準値案・基準値現行	○	○			
	国際基準		○			
	外国基準値	米国	○	○		
		カナダ	○	○		
		EU	○	○		
豪州		○	○			

作物残留試験成績は、スピロテトラマト及び代謝物M1の合計濃度(スピロテトラマトに換算した値)として示している。

※1 日本と海外における規制対象の違いを考慮し、海外の作物残留試験におけるスピロテトラマト及び代謝物M1の残留濃度を基に基準値を設定した。

※2 みかんについて、豪州のみかんの基準値1に果肉への加工係数0.36(可食部係数。果実全体の残留濃度に対する果肉の残留濃度の比)を乗じた値0.36を参照して基準値案とした。

※3 ももについて、ももの国際基準3に加工係数0.37(可食部係数。果実全体の残留濃度に対する果肉の残留濃度の比)を乗じた値1.11を参照して基準値案とした。

スピロテトラマト

食品名	残留基準値 ppm	
とうもろこし	2	
大豆 小豆類 ^{注1)} えんどう そら豆 その他の豆類 ^{注2)}	5 3 3 3 3	今回基準値を設定するスピロテトラマトとは、スピロテトラマト及び代謝物M1【シス-3-(2,5-ジメチルフェニル)-4-ヒドロキシ-8-メトキシ-1-アザスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オン】をスピロテトラマトに換算したものの和をいう。
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) その他のいも類 ^{注3)} てんさい	1 0.6 0.6 0.6 0.6 0.1	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。 注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。 注3)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃく以外のものをいう。
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	0.05 7 0.05 7 0.05 7 7 7 1 7 7 7 7 7 7 7 7	注4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) その他のきく科野菜 ^{注5)}	0.05 1 7 7 7 15 7	注5)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく にら アスパラガス その他のゆり科野菜 ^{注6)}	0.8 0.8 0.8 0.8 1 0.8	注6)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
にんじん パセリ セロリ その他のせり科野菜 ^{注7)}	0.05 5 5 5	注7)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

食品名	残留基準値	
	ppm	
トマト		3
ピーマン		10
なす		2
その他のなす科野菜 ^{注8)}		10
きゅうり(ガーキンを含む。)		2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		2
しろりり		0.2
すいか		0.1
メロン類果実		0.1
まくわうり		0.03
その他のうり科野菜 ^{注9)}		7
ほうれんそう		7
オクラ		1
しょうが		0.6
未成熟えんどう		3
未成熟いんげん		3
えだまめ		3
その他の野菜 ^{注10)}		7
みかん		0.4
なつみかんの果実全体		1
レモン		3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		3
グレープフルーツ		3
ライム		3
その他のかんきつ類果実 ^{注11)}		3
りんご		0.7
日本なし		0.7
西洋なし		0.7
マルメロ		0.7
びわ		0.7
もも		1
ネクタリン		3
あんず(アプリコットを含む。)		3
すもも(プルーンを含む。)		5
うめ		3
おうとう(チェリーを含む。)		5
いちご		10
ブルーベリー		3
クランベリー		3
ハックルベリー		3
その他のベリー類果実 ^{注12)}		3
ぶどう		5
かき		3
バナナ		4
パパイヤ		0.4
アボカド		0.6
パイナップル		0.3
グアバ		3
マンゴー		0.3
パッションフルーツ		3

注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注10)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注11)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注12)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm	
その他の果実 ^{注13)}	15	注13)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ
綿実	0.7	類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、び
ぎんなん	0.5	わ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうと
くり	0.5	う、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キ
ペカン	0.5	ウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グア
アーモンド	0.5	バ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及
くるみ	0.5	びスパイス以外のものをいう。
その他のナッツ類 ^{注14)}	0.5	
コーヒー豆	0.2	注14)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、
ホップ	15	ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以
その他のスパイス ^{注15)}	15	外のものをいう。
その他のハーブ ^{注16)}	15	注15)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、
牛の筋肉	0.05	西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、
豚の筋肉	0.05	パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注17)} の筋肉	0.05	皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
牛の脂肪	0.08	
豚の脂肪	0.08	注16)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.08	ゾン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及
牛の肝臓	1	びセロリの葉以外のものをいう。
豚の肝臓	1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	注17)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、
牛の腎臓	1	陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外
豚の腎臓	1	のものをいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	
牛の食用部分 ^{注18)}	1	注18)「食用部分」とは、食用に供される部分のう
豚の食用部分	1	ち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をい
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	う。
乳	0.01	

トリホリン (Triforine)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	$ \begin{array}{c} \text{CCl}_3\text{—CH—NH—CHO} \\ \\ \text{N} \\ \\ \text{C}_6\text{H}_{10} \\ \\ \text{N} \\ \\ \text{CCl}_3\text{—CH—NH—CHO} \end{array} $
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	ピペラジン系の殺菌剤である。菌の原形質膜の成分であるエルゴステロールの生合成においてステロール前駆体のC14位脱メチル化を阻害して抗菌作用を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	かき／うどんこ病 等
我が国の登録状況	農薬：ねぎ、トマト等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価が行われ、2014年にADI及びARfDが設定されている。国際基準はトマト、ブルーベリー等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてブルーベリー、トマト等に、豪州においてりんご、もも等に、ニュージーランドにおいてキャベツ、もも等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.023 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性試験(雄イヌ・混餌。)最小毒性量における毒性所見は総ビリルビン及びアルカリホスファターゼ増加。 無毒性量 2.39 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>マウスを用いた105週間発がん性試験において、雌で細気管支肺胞上皮腺腫並びに細気管支肺胞上皮腺腫及び癌の合計の発生頻度の増加が認められたが、その発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD:1.5 mg/kg 体重 [設定根拠] 発生毒性試験(ウサギ・強制経口。)最小毒性量における毒性所見は体重減少等。 無毒性量 150 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあつてはトリホリンのみとし、畜産物にあつてはトリホリン及び酸性条件下で抱水クロラールに変換される代謝物とする。</p> $ \begin{array}{c} \text{HO} \quad \text{OH} \\ \quad \\ \text{C} \quad \text{C} \\ / \quad \backslash \quad / \quad \backslash \\ \text{Cl} \quad \text{H} \quad \text{Cl} \quad \text{Cl} \end{array} $ <p>(飽水クロラール)</p>

<p>暴露評価</p>	<p>① 長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="564 230 1449 456"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>16.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>28.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>19.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案又は最高残留濃度 (HR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	16.4	幼小児 (1~6 歳)	28.2	妊婦	12.7	高齢者 (65 歳以上)	19.7
	TMDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	16.4										
幼小児 (1~6 歳)	28.2										
妊婦	12.7										
高齢者 (65 歳以上)	19.7										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 30 年 10 月 25 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のきく科野菜	0.5	0.5	○			0.052,0.141(\$)(食用ぎく)
ねぎ(リーキを含む。)	5	5	○			0.06~2.88\$(n=6)
トマト	2	2	○	0.7		0.138~0.67\$(n=5)
ピーマン	3	3	○			0.496~1.22(n=8)
なす	1	1	○	1		
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.244,0.315(\$)
メロン類果実	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005
未成熟えんどう	1	1	○			0.28,0.45
もも	1	1	○			0.050~0.520\$(n=4)
いちご	2	2	○			0.189~0.794(n=8)
ブルーベリー	0.03	0.03		0.03		
ハuckleベリー	0.03	0.03		0.03		
かき	0.7	0.7	○			0.060~0.36\$(n=4)
その他のハーブ	25		申			10.8,19.1\$(しそ)
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01		
豚の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01		
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳	0.01	0.01		0.01		

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

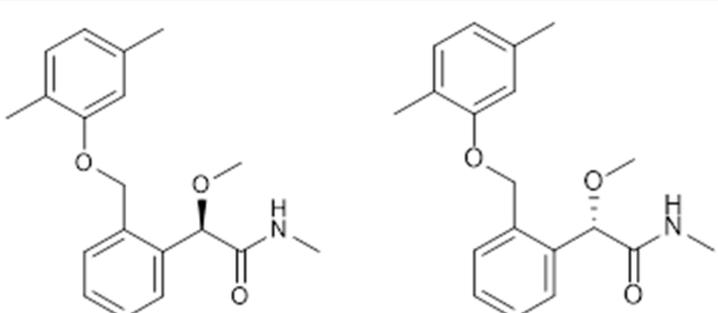
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

トリホリン

食品名	残留基準値 ppm	今回基準値を設定するトリホリンとは、農産物にあつてはトリホリンとし、畜産物にあつてはトリホリン及び酸性条件下で抱水クロラルに変換される代謝物をトリホリンに換算したものの和をいう。
その他のきく科野菜 ^{注1)}	0.5	注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
ねぎ(リーキを含む。)	5	
トマト	2	
ピーマン	3	
なす	1	
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	
メロン類果実	0.02	
未成熟えんどう	1	
もも	1	
いちご	2	
ブルーベリー	0.03	
ハックルベリー	0.03	
かき	0.7	
その他のハーブ ^{注2)}	25	注2)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注3)} の筋肉	0.01	注3)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分 ^{注4)}	0.01	注4)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	

マンデストロビン (Mandestrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	 <p>マンデストロビン R体 マンデストロビン S体 (ラセミ体、R体 : S体=1:1)</p>
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	マンデル酸骨格を持つストロビルリン系殺菌剤である。ミトコンドリア電子伝達系複合体Ⅲを阻害することにより細胞の呼吸阻害を引き起こし、殺菌効果を示すと考えられている。
適用作物／適用品害虫等	トマト／菌核病 等
我が国の登録状況	農薬：大豆、キャベツ等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR による毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においていちご、ぶどう等に、カナダにおいていちご、なたね等に、EUにおいてなたね、アプリコット等、ニュージーランドにおいて豆類、たまねぎに基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p><u>ADI:0.19 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌。) 最小毒性量における毒性所見はアルカリホスファターゼ増加。 無毒性量 19.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p><u>ARfD:設定の必要なし</u> マンデストロビンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験で得られた1,000 mg/kg 体重であり、カットオフ値 (500 mg/kg 体重) 以上であったことから、急性参照用量 (ARfD) を設定する必要がないと判断した。</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：マンデストロビン (R体とS体の和) とする。

暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。	
		TMDI/ADI (%)
	国民全体 (1 歳以上)	22.0
	幼小児 (1~6 歳)	33.6
	妊婦	19.4
	高齢者 (65 歳以上)	26.2
	TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)	
意見聴取の状況	平成 30 年 11 月 29 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)	
答申案	別紙 2 のとおり。	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.3	0.3	○			0.02,0.06(\$)
小豆類	0.2	0.2	○			<0.01,0.03(\$)(いんげんまめ)
えんどう	0.3	0.3	○			(大豆参照)
そら豆	0.3	0.3	○			(大豆参照)
その他の豆類	0.3	0.3	○			(大豆参照)
はくさい	5		申			0.17~2.18(\$)(n=6)
キャベツ	5	5	○			1.88,2.30
ケール	40	40	○			(たかな参照)
こまつな	40	40	○			9.01,27.7(\$)
きょうな	25	25	○			11.5,17.9(\$)
チンゲンサイ	40	40	○			(たかな参照)
その他のあぶらな科野菜	40	40	○			19.6,29.6(たかな)
しゅんぎく	50		申			19.7,28.2,36.2(\$)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	40	40	○			8.62,29.1(\$)(リーフレタス)
トマト	10	10	○			1.39,3.15(\$)(ミニトマト)
なす	2	2	○			0.31,0.93
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○			0.35,0.54(\$)
すいか	0.1	0.1	○			0.02,0.02
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
未成熟えんどう	5	5	○			1.77,2.69(さやえんどう)
未成熟いんげん	10	10	○			1.67,3.40(\$)(さやいんげん)
えだまめ	10	10	○			1.80,3.87(\$)
その他の野菜	10	10	○			(えだまめ参照)
りんご	5	5	○			1.15,1.68(\$)
日本なし	2	2	○			0.82,0.85
西洋なし	2	2	○			(日本なし参照)
もも	0.2	0.2	○			0.05,0.05
ネクタリン	5	5	○			0.50,2.12(\$)
あんず(アプリコットを含む。)	5	5	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	2	2	○			0.36,0.83
うめ	5	5	○			2.70,2.93
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○			2.43,2.86
いちご	3	3			3.0 米国	【0.45~2.05(#)(n=10)米国】
ぶどう	10	10	○			3.01,3.02
かき	3	3	○			0.54,1.41(\$)
なたね	0.5		IT		0.5 カナダ	【<0.010~0.544(n=22)カナダ】
茶	40	40	○			17.1,25.8(\$)(あら茶)
その他のハーブ	40	40	○			(たかな参照)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

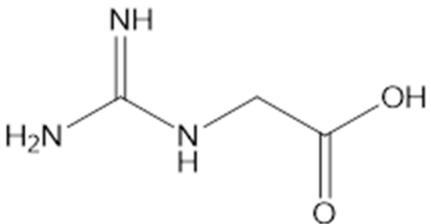
(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

マンデストロビン

食品名	残留基準値 ppm	
大豆 小豆類 ^{注1)} えんどう そら豆 その他の豆類 ^{注2)}	0.3 0.2 0.3 0.3 0.3	今回基準値を設定するマンデストロビンとは、マンデストロビン(R体)及びマンデストロビン(S体)の和をいう。
はくさい キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	5 5 40 40 25 40 40	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。 注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	50 40	
トマト なす	10 2	
きゅうり(ガーキンを含む。) すいか メロン類果実	2 0.1 0.05	注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	5 10 10	
その他の野菜 ^{注4)}	10	
りんご 日本なし 西洋なし	5 2 2	注4)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
もも ネクタリン あんず(アブリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.2 5 5 5 2 5 5	注5)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
いちご	3	
ぶどう	10	
かき	3	
なたね	0.5	
茶	40	
その他のハーブ ^{注5)}	40	

グアニジノ酢酸 (Guanidineacetic acid)

審議の対象	飼料添加物の食品中の残留基準の設定
経緯	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料添加物の指定並びに基準及び規格の設定について農林水産大臣から意見聴取があり、残留基準を設定する。
構造式	
用途	飼料添加物／飼料の栄養成分その他の有効成分の補給
作用機構	アミノ酸の一つであるクレアチンの前駆体で、グリシンとL-アルギニンから生合成される生体内物質である。生体内でクレアチンに変換され、エネルギー代謝に利用されると考えられている。
我が国の指定状況	飼料添加物：指定されていない。
諸外国の状況	JECFA における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	グアニジノ酢酸（GAA）及び代謝物であるクレアチン等は、食用動物の生体内物質であることから、ヒトは食品を通じて日常的に摂取している。さらに、クレアチンについては、体重約 70 kg のヒトの体内には 120 g 存在し、1 日当たり約 1.7%（約 2 g）がクレアチニンに代謝される。代謝されるクレアチンは体内での生合成又は食品からの摂取によって補っている。 また、豚及び鶏の残留試験において、GAA を飼料添加物として通常使用する添加濃度では、GAA 投与群の筋肉中 GAA 及びホモシステイン濃度は対照群と比較して増加しなかった。鶏の GAA 投与群のクレアチン濃度は増加する傾向もみられたが、その濃度は、食用動物で報告されている筋肉中濃度とあまり異ならない。 以上から、現在得られている知見から総合的に検討した結果、GAA が飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、ADI を特定する必要はないと判断した。
基準値案	残留基準を設定しない。
意見聴取の状況	平成 30 年 11 月 29 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定
答申案	グアニジノ酢酸については、食品規格（食品中の動物用医薬品の残留基準）を設定しないことが妥当である。

次亜臭素酸水 (Hypobromous Acid Water)

審議の対象	食品添加物としての成分規格の改正
経緯	事業者からの要請により成分規格の改正を行うもの
用途	殺菌料
概要	<p>次亜臭素酸水は1, 3-ジブロモ-5, 5-ジメチルヒダントインを水に溶解して得られる、次亜臭素酸を主成分とする水溶液として、平成28年に日本で食品添加物に指定されている。</p> <p>今般、当該添加物について、臭化水素に次亜塩素酸ナトリウム、同カリウム又は同カルシウムを混合することによって製造されたもの（以下、本要請次亜臭素酸水）を使用可能とするため、規格基準改正の要請があったものである。</p>
諸外国での状況	<p>コーデックス委員会では、加工助剤は食品添加物に分類されないため、本要請次亜臭素酸水及びその前駆物質である臭化水素及び塩素供給源（次亜塩素酸ナトリウム、同カリウムまたは同カルシウム）は、コーデックス食品添加物部会（CCFA）が作成する添加物の一般規格（GSFA）中に規格は設定されていない。</p> <p>FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）において、本要請次亜臭素酸水は食品添加物としての評価はされていない。</p> <p>本要請次亜臭素酸水について、米国では、加工助剤として、食肉、食鳥肉等への食品表面の殺菌、洗浄の目的での使用が認められており、食肉製品（食鳥製品を除く）には900ppmが、食肉製品（食鳥製品）には450ppmがそれぞれ臭素の上限濃度として規定されている。</p> <p>また、カナダでは、加工助剤として使用されており、豚枝肉には300ppmが、牛枝肉には900ppmがそれぞれ臭素の上限濃度として規定されている。</p>

食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はない。(平成 30 年 10 月 2 日付け評価結果通知)
摂取量の推計	<p>5, 5-ジメチルヒダントイン 0.813mg/人/日</p> <p>臭化物イオン 1.044mg/人/日</p> <p>塩化ナトリウム 0.740mg/人/日</p> <p>塩化カリウム 0.943mg/人/日</p> <p>塩化カルシウム 0.701mg/人/日</p> <p>ブロモホルム 0.253μg/人/日</p> <p>ブロモジクロロメタン 0.022μg/人/日</p> <p>ジブロモクロロメタン 0.025μg/人/日</p> <p>クロロホルム 0.008μg/人/日</p> <p>臭素酸 0.039μg/人/日</p>
成分規格案 (下線部：改正部分)	<p>定 義 本品は、1, 3-ジブロモ-5, 5-ジメチルヒダントインを加水分解すること、又は、<u>臭化水素及び次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カリウム若しくは次亜塩素酸カルシウムの水溶液を混合することにより</u>得られる、次亜臭素酸を主成分とする水溶液である。</p>
意見聴取の状況	今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定
答申案	別紙のとおり

答申（案）

次亜臭素酸水の添加物としての成分規格については、以下のとおり改正することが
適当である。

成分規格（案）（下線部：改正部分）

次亜臭素酸水

定 義 本品は、1, 3-ジブロモ-5, 5-ジメチルヒダントインを加水分解すること、又は、臭化水素及び次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カリウム若しくは次亜塩素酸カルシウムの水溶液を混合することにより得られる、次亜臭素酸を主成分とする水溶液である。



厚生労働省発生食 0905 第 3 号
平成 30 年 9 月 5 日

薬事・食品衛生審議会
会長 橋田 充 殿

厚生労働大臣 加藤 勝 信



諮問書

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

清涼飲料水の試験法の改正について

平成30年10月26日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
食品規格部会長 大前 和幸

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
食品規格部会報告について

平成30年9月5日付け厚生労働省発食0905第3号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく清涼飲料水の規格基準の改正について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

清涼飲料水の規格基準（ヒ素試験法）の改正について

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
食品規格部会報告書

1. 経緯

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の第1 食品の部D 各条において規定される「清涼飲料水」は、

- ・ ミネラルウォーター類（「水のみを原料とする清涼飲料水」と定義）
- ・ 冷凍果実飲料
- ・ 原料用果汁
- ・ ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水（以下「その他の清涼飲料水」という。）

の4つに分類され、それぞれ規格基準が定められている。

このうち、ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水にあつては、告示の第1 食品の部D 各条○清涼飲料水 1（2）3. a において「ヒ素及び鉛を検出するものであつてはならない」とされており、ヒ素の試験法についてはジエチルジチオカルバミン酸銀法が規定されており、その中でヒ素標準液が使用されている。また、ジエチルジチオカルバミン酸銀法に用いる試薬・試液等については、告示の第2 添加物の部C 試薬・試液等の項に示すものを用いるとしている。

他方、平成29年11月30日付けで告示の第2 添加物の部の全面改正が行われたことに伴い、告示の第2 添加物の部C 試薬・試液等の項に示すヒ素標準液の定義が変更されたため、改正後のヒ素標準液を用いた場合、ヒ素が検出されない値（検出限界値）が変更されている状態である（平成30年11月29日まではなお、従前の例によることができる）。

そのため、ジエチルジチオカルバミン酸銀法で使用するヒ素標準液を定義することについて、厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会長宛てに平成30年9月5日付けで諮問され、同年9月7日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会です承されたところである。

2. ジエチルジチオカルバミン酸銀法について

ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水の成分規格であるヒ素については、検出するものであってはならないとされており、試験法は告示で、ジエチルジチオカルバミン酸銀法が規定されている。

(告示に定めるヒ素試験法：抜粋)

②ヒ素の試験法

ヒ素の試験は、次に掲げるジエチルジチオカルバミン酸銀法により行う。

a. (略)

b. 試薬・試液

次に示すもの以外は、第2 添加物の部C 試薬・試液等の項に示すものを用いる。
ジエチルジチオカルバミン酸銀ピリジン溶液：ジエチルジチオカルバミン酸銀 1 g をピリジン 200ml に溶かし、遮光して冷所に保存する。

砂状亜鉛：20～30 メッシュの無機ヒ素亜鉛を1%硫酸銅溶液に黒化するまで浸し、洗浄した後、乾燥する。

塩化第一スズ溶液：塩化第一スズ 4 g を無機ヒ素塩酸 125ml に溶かし、水を加えて 250ml とし、共栓瓶に入れ、密栓して保存する。

c. (略)

<参考>

平成 29 年 11 月 30 日付けで改正されたヒ素標準液の規定（告示第2 添加物の部C 試薬・試液等の3. 標準液）

○ヒ素標準液：

ヒ素標準原液 5 mL を正確に量り、硫酸（1→20）10mL を加え、新たに煮沸して冷却した水を加えて正確に 1000mL とする。本液 1 mL は、ヒ素 (As) 0.5 μ g を含む。

○ヒ素標準原液：

三酸化二ヒ素 1.32 g に水酸化ナトリウム溶液（1→10）6 mL を加えて溶かす。この液を水 500mL 及び塩酸（1→4）で、pH 3～5 に調整し、更に水を加えて正確に 1000mL とする。この液 10mL を正確に量り、水を加えて正確に 100mL とする。本液 1 mL は、ヒ素 (As) 0.1mg を含むか、計量法に規定する標準液 [ヒ素 (As) の濃度 1000mg/L 又は 100mg/L] を、1 mL にヒ素 (As) 0.1mg を含むよう、水で正確に希釈したものをを用いてもよい。

平成 29 年 11 月 30 日付けで改正される前のヒ素標準液の規定（告示第2 添加物の部C 試薬・試液等の3. 標準液）

○ヒ素標準液：

ヒ素標準原液 10ml を正確に量り、硫酸（1→20）10ml を加え、新たに煮沸し冷却した水を加えて正確に 1,000ml とする。本液 1 ml は、三酸化ヒ素(As₂O₃) 1 μ g を

含む。用時調製し、共栓瓶に保存する。

○ヒ素標準原液：

三酸化ヒ素を微細な粉末とし、105℃で4時間乾燥し、その0.10gを正確に量り、水酸化ナトリウム溶液（1→5）5mlを加えて溶かす。この液を硫酸（1→20）で中和し、更に硫酸（1→20）10mlを追加し、新たに煮沸し冷却した水を加えて正確に1,000mlとする。本液1mlは、三酸化ヒ素（As₂O₃）0.1mgを含む。

3. 審議の結果

上記のとおり、平成29年11月30日付けで告示の第2 添加物の部C 試薬・試液等の項に示すヒ素標準液の定義が変更されたため、これまでの運用が継続できるよう、告示の第1 食品の部D 各条の項の清涼飲料水 1の（2）の3. aの②に規定するヒ素試験法の「b. 試薬・試液」の欄に、ヒ素標準液及びヒ素標準原液の調製法を記載することが適当である。

【告示への追加記載（案）】

ヒ素標準液：ヒ素標準原液10mlを正確に量り、硫酸（1→20）10mlを加え、新たに煮沸して冷却した水を加えて正確に1,000mlとする。本液1mlは、三酸化二ヒ素（As₂O₃）1μgを含む。用時調製し、共栓瓶に保存する。

ヒ素標準原液：三酸化二ヒ素を微細な粉末とし、105℃で4時間乾燥し、その0.10gを正確に量り、水酸化ナトリウム溶液（1→5）5mlを加えて溶かす。この液を硫酸（1→20）で中和し、更に硫酸（1→20）10mlを追加し、新たに煮沸して冷却した水を加えて正確に1,000mlとする。本液1mlは、三酸化二ヒ素（As₂O₃）0.1mgを含む。

4. 食品健康影響評価の結果

告示の第1 食品の部D 各条の項の清涼飲料水 1の（2）の3. aの②に規定するヒ素の試験法の「b. 試薬・試液」の欄にヒ素標準原液及びヒ素標準液の調製法を追加することについて、「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に該当すると解してよいか、平成30年10月2日付け厚生労働省発生食1002第1号により、内閣府食品安全委員会に対して照会をしたところ、『試験法の試薬・試液に係る規格基準の改正であり、規格値の変更を伴うものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する』旨、平成30年10月16日付け府食第658号により通知された。

(参考)

これまでの経緯

平成 30 年 9 月 7 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会開催

平成 30 年 10 月 2 日 内閣府食品安全委員会へ照会

平成 30 年 10 月 16 日 内閣府食品安全委員会より回答

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会委員名簿

氏名	フリガナ	所属・役職
明石 真言	アカシ マコト	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構執行役
浅見 真理	アサミ マリ	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
阿部 郁朗	アベ イチロウ	東京大学大学院薬学系研究科天然物化学教室教授
畝山 智香子	ウネヤマ チカコ	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長
大前 和幸	オホマエ カズユキ	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授
小川 久美子	オガワ キミコ	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部長
荻田 香苗	オギタ カネ	杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授
工藤 由起子	イトウ ユキコ	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長
阪口 雅弘	イサカガチ マサヒロ	麻布大学獣医学部獣医学科微生物第一研究室教授
下村 吉治	シモムラ ヨシハル	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
二村 睦子	フタムラ ムネコ	日本生活協同組合連合会組合員活動部長
堀 端 薫	ホリハタ カオリ	女子栄養大学給食システム研究室准教授
渡辺 麻衣子	ワタナベ マイコ	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部第三室長

※所属・役職は平成 30 年 9 月 7 日部会開催時のもの

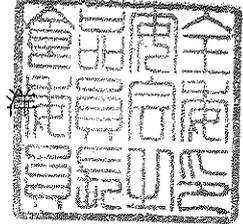


府食第658号
平成30年10月16日

厚生労働大臣
根本 匠 殿

食品安全委員会

委員長 佐藤



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うこと
が明らかに必要でないときについて (回答)

平成30年10月2日付け厚生労働省発生食1002第1号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の改正については、試験法の試薬・試液に係る規格基準の改正であり、規格値の変更を伴うものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。